

大阪市立大学学術指導 Q&A

Q 学術指導と兼業の違いは何ですか？

A 学術指導は役職員が本学の業務の一環として、技術指導やコンサルティングを勤務時間内に本学施設を利用して行うものです。そのため、学術指導料は大学（研究室）の受託事業として、受け取ることになります。兼業は役職員等が個人として、原則として勤務時間外に本学以外の場所で行うものです。また、兼業に係る報酬は個人が受け取ることになります。

Q 学術指導と共同研究・受託研究の違いは何ですか？

A 学術指導は研究を行うのではなく、助言等を行うことを主な目的としており、本学担当者において、研究を行う場合は共同研究・受託研究制度をご利用ください。（実験データの取得・分析、試作品の評価等において簡易なものについては、学術指導の対象となりえます。）

Q 学術指導において発明等が生まれた場合はどのような扱いになりますか？

A 依頼者と別途協議し、発明の貢献度に応じて、単独発明または共同発明となります。大阪市立大学知的財産取扱規程参照。

Q 指導期間と指導料についてどうなっていますか？

A 指導期間には定めはありませんが、適切な指導期間を設定してください。指導料は1時間につき2万円（消費税・地方消費税を含む）が最低額となり、指導する上で必要な経費（試作品に係る経費や交通費等）は別途になります。なお、管理経費として指導料のうち15%相当額を含みます。

Q 技術相談と学術指導の違いは何ですか？

A 学術指導を実施する場合は、原則として初回は技術相談（相談料は原則無料）としてお申し込みください。相談内容により学術指導制度を適用する必要がある場合は、別途学術指導申込書により学術指導の申し込みをしていただき、所定の手続きを進めさせていただきます。

Q 学術指導の担当者の対象は誰ですか？

A 大阪市立大学と雇用関係のある方であれば担当者になれます。但し、特任教員、特任研究員等、雇用契約内容に学術指導が業務外となる場合は学術指導の業務に従事できません。また、雇用財源元の承諾を得られない場合についても従事できません。